

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。)の施行に関し、クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び世田谷区クリーニング業法施行条例(平成24年3月世田谷区条例第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(届出)

第3条 省令第1条の3第1項の届出書は、クリーニング所開設届(第1号様式)とする。

2 省令第1条の3第2項の届出書は、無店舗取次店営業届(第1号の2様式)とする。

3 省令第1条の3第3項の規定による届出は、クリーニング所変更届(第2号様式)、無店舗取次店変更届(第2号の2様式)、クリーニング所廃止届(第3号様式)又は無店舗取次店廃止届(第3号の2様式)を区長に提出することにより行うものとする。

4 省令第2条の2第1項の届出書は、クリーニング所営業者地位承継届(譲渡)(第3号の3様式)又は無店舗取次店営業者地位承継届(譲渡)(第3号の4様式)とする。

5 省令第2条の3第1項の届出書は、クリーニング所営業者地位承継届(相続)(第4号様式)又は無店舗取次店営業者地位承継届(相続)(第5号様式)とする。

6 省令第2条の4第1項の届出書は、クリーニング所営業者地位承継届(合併)(第6号様式)又は無店舗取次店営業者地位承継届(合併)(第7号様式)とする。

7 省令第2条の5第1項の届出書は、クリーニング所営業者地位承継届(分割)(第8号様式)又は無店舗取次店営業者地位承継届(分割)(第9号様式)とする。

(確認済証の交付等)

第4条 区長は、クリーニング所の構造設備が法第3条第2項及び第3項の規定に適合することを確認したときは、当該クリーニング所に関する事項を電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。次条において同じ。)を利用して記録管理し、当該クリーニング所の営業者に確認済証(第10号様式)を交付するものとする。

(届出済証の交付等)

第5条 区長は、法第5条第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る無店舗取次店

に関する事項を電子計算組織を利用して記録管理し、当該届出をした者に届出済証(第11号様式)を交付するものとする。